

「図書館災害対策のための指定寄附金」募集要項

1 趣旨

2011年に発生した東日本大震災以後も、各地で台風等による水害や竜巻による災害などがあり、全国で多くの災害が発生している。これにより、各地の図書館が被災し、復興のための活動や支援の継続が必要とされている。公益社団法人日本図書館協会では、災害で被災した各地の図書館への、迅速、円滑な物心両面の支援活動に資するとともに、恒常的な防災活動のための指定寄附金の募集を行う。

2 名称

図書館災害対策のための指定寄附金

3 使途

- (1) 災害により被災した図書館への迅速、円滑な支援
- (2) 上記(1)に係る活動に要する経費
- (3) 防災のための情報収集及び啓発活動

4 募集期間

2016年7月29日より開始し、随時

5 募集金額

目標金額として、3000万円とする。

6 お申し込み先

寄附金のお申込みにあたっては、別紙申込書にご記入の上、下記の公益社団法人日本図書館協会宛に郵送、FAX、又はe-mailへの添付でお送りいただきますようお願いいたします。

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

公益社団法人日本図書館協会

TEL 03-3523-0811 FAX 03-3523-0841

e-mail somu@jla.or.jp

7 お払込み

寄附金のお払込みにあたっては、下記の郵便振替口座ないしは銀行口座にお振込みくださるようお願いいたします。なお、恐れ入りますが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

郵便振替でお振込みの場合

口座番号 00110-6-24181 加入者名 公益社団法人日本図書館協会
(通信欄に「図書館災害復興支援」とご記入ください。)

他の金融機関からお振込みの場合

銀行名：ゆうちょ銀行 〇一九 (ゼロイチキョウ) 店 (019)
口座番号：当座 0024181 カナ氏名：シャ) ニホンショカンキョウカイ
(必ず、事前に申込書のご提出をお願いいたします。)

8 税制上の優遇措置

本協会への寄附金には税制上の優遇措置が適用されます。寄附者は、個人の場合、所得税の寄附金控除又は税額控除のどちらかを選択することができます。また、お住まいの都道府県・市区町村の条例により、本協会が税控除できる団体として指定されている場合には、個人住民税において寄附金税額控除を受けることができます。